

# 斜里町の人事と給与・定員管理等について

斜里町職員の給与、採用、服務や勤務条件などの状況を紹介します。

町職員の給与は、その職務に応じた給料と扶養手当及び通勤手当等諸手当で構成され、給料や諸手当の内容は、国や他の地方公共団体との均衡を考慮し、町議会の議決を経て決められ、「斜里町職員の給与に関する条例」に基づき支給されています。

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 元年度の人件費率
2年度	人 11,300	千円 11,263,456	千円 256,473	千円 1,435,206	% 12.7	% 12.6

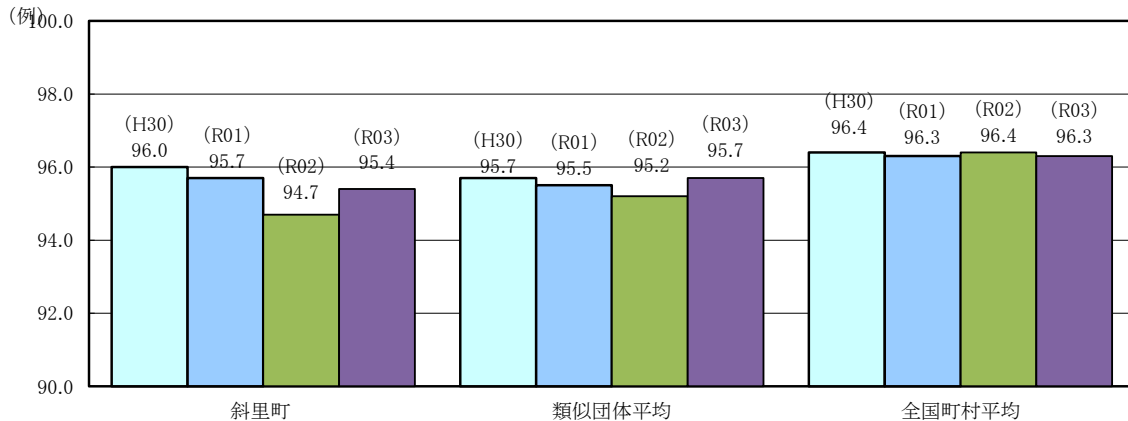
(注) 人件費には、職員に支払う給与の他、共済費、退職手当負担金、特別職給与、町議会議員、各種委員の報酬等が含まれています。

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与			計 B	一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
2年度	140	千円 445,133	千円 77,272	千円 173,172	千円 695,577	千円 4,968

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数です。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方自治体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与改定の状況 (本町においては人事委員会を設置しておりません)

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
H28年度	円	円	円	%	%	%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月額	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支 割合 A	公務員の 支給月額 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
H28年度	月	月	月	月	月	月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月額」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の2%の引下げ等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[ 実施 ]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日  
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の総合的見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、6年間(令和3年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し 該当なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 国ベース
斜里町	40.1 歳	288,200 円	332,900 円	313,415 円
北海道	42.9 歳	319,355 円	388,460 円	362,822 円
国	43.0 歳	325,827 円	- 円	407,153 円
類似団体	41.4 歳	300,680 円	348,369 円	326,102 円

- (注) 1 「平均給与月額」とは、3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当などを除いたもの）で算出しています。

### (2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区分	斜里町		国		
	初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料	
一般行政職	大学卒	182,200 円	193,900 円	182,200 円	193,900 円
	高校卒	150,600 円	158,900 円	150,600 円	158,900 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
教育職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和3年4月1日現在）

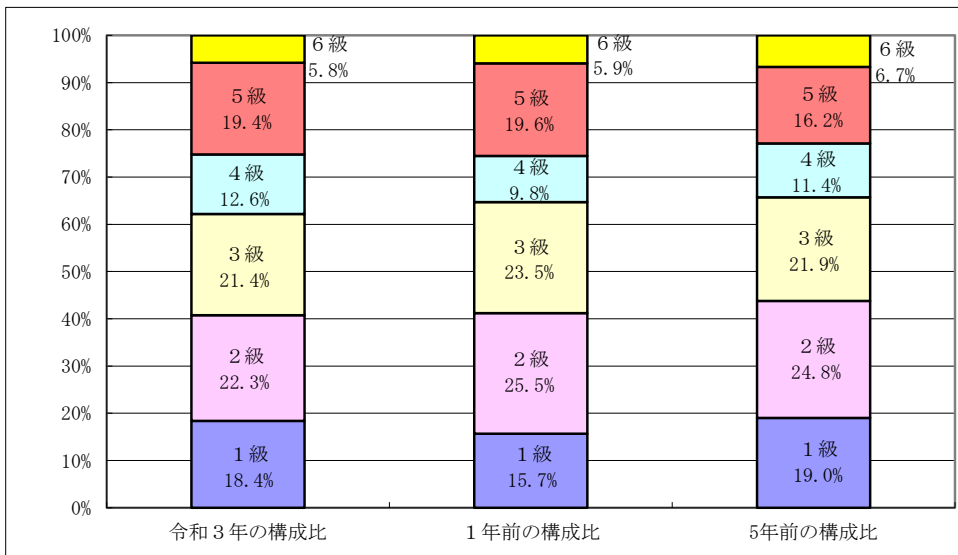
区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	234,850 円	304,366 円	356,880 円	380,330 円
	高校卒	206,125 円	248,900 円	314,300 円	359,371 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
教育職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円

## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

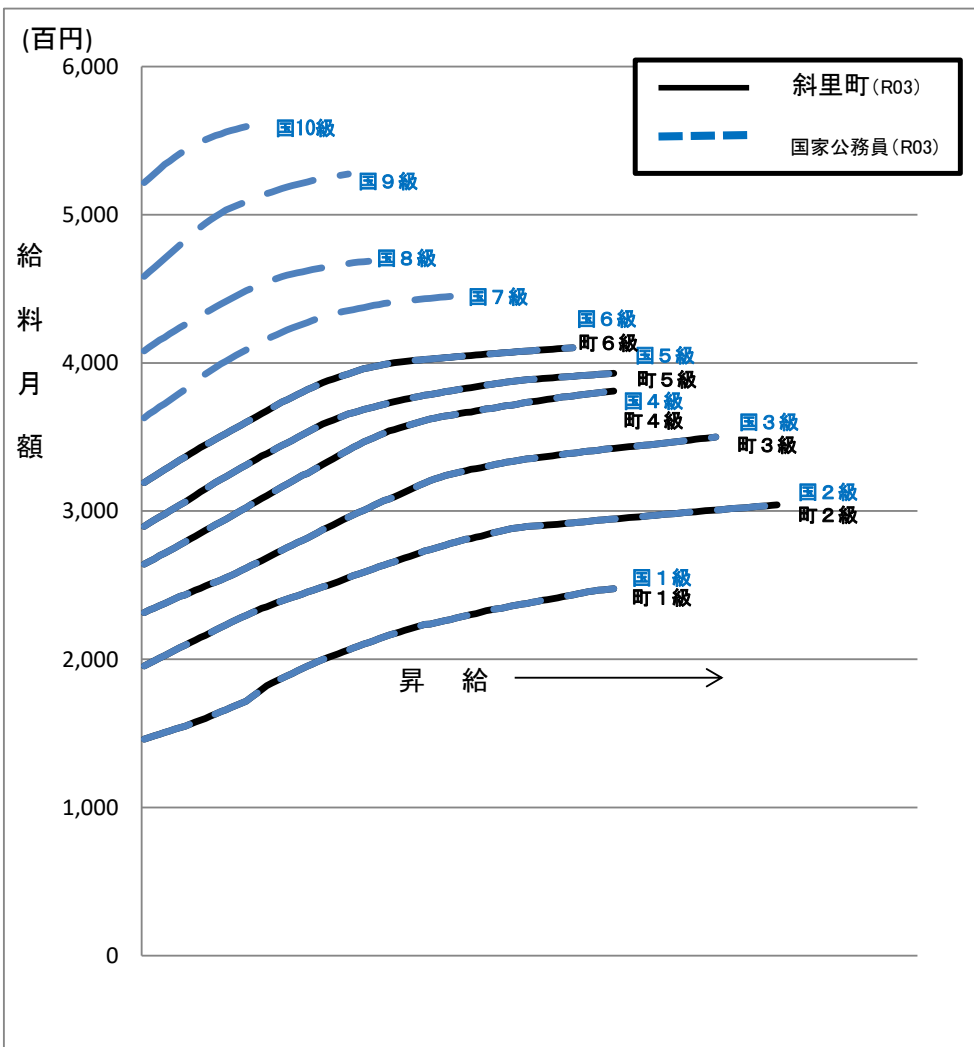
### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和3年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	役職別	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1 級	係員	19 人	18.4 %	係員 19人	146,100円	247,600円
2 級	係員	23 人	22.3 %	係員 23人	195,500円	304,200円
3 級	主任・係長・主査	22 人	21.4 %	主任 7人 主査 1人 係長 14人	231,500円	350,000円
4 級	主任・係長・主幹	13 人	12.6 %	主任 2人 係長 10人 主幹 0人	264,200円	381,000円
5 級	主幹・参事・課長	20 人	19.4 %	参事 2人 課長 18人	289,700円	393,000円
6 級	課長・部長	6 人	5.8 %	参事 0人 部長 6人	319,200円	410,200円

- (注) 1 斜里町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(3) 昇給への勤務成績の反映状況

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（令和3年4月1日現在）

斜 里 町	国
1人当たり平均支給額（2年度） 1,337 千円	—
(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.9) 月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.9) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15% ・管理職加算 無	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

斜 里 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例加算措置 (2%~45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例加算措置 (2%~45%)	
(退職時特別昇給)	なし				
1人当たり平均支給額	6,509千円	15,566 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		0 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
なし	%	- 人	- %

(4) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		34,411 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		866,400 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（2年度）		15.38 %		
手当の種類（手当数）		6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (2年度決算)	左記職員に対する支給単価
衛生業務手当	看護師・介護福祉士等	診療X線撮影の照射介助に従事した職員	196 千円	日額300円
行旅死亡人等取扱手当	一般行政職等	行旅死亡人及び行旅傷病人の取扱をした職員	0 千円	日額3,000円
精神病患者移送手当	一般行政職等	精神病患者の移送及び収容事務に従事した職員	0 千円	日額2,000円
救急患者移送手当	看護師	医師の指示により救急患者の移送に従事した看護師	174 千円	日額2,000円
研修手当	医師	専門的に研修を必要とする業務に従事する職員	25,200 千円	月額300,000円~500,000円
夜間看護業務手当	看護師	深夜における入院患者の看護に従事する職員	8,841 千円	1回当たり2,150円~7,300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（2年度決算）	53,382 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	297 千円
支給実績（元年度決算）	59,859 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	333 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員、制度上時間外勤務手当の対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (令和3年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (2年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 6,500円 (2)子 10,000円 ・満16歳～22歳の子がいる場合1人につき5,000円を加算。 (3)配偶者・子以外 6,500円	同じ		19,819 千円	235,940 円
住居手当	・貸家月額16,000円を超える家賃を払っている場合支給	異なる		18,656 千円	291,500 円
通勤手当	通勤距離が片道2キロメートル以上の職員 月額2,000円～31,600円	同じ		2,184 千円	109,200 円
管理職手当	部長職 月額44,000円 課長職 月額33,000円	異なる	定額	21,264 千円	574,703 円
寒冷地手当	寒冷地域勤務者に対し11月～3月の5か月間支給 月額10,340円～26,380円	異なる	国2級地	19,207 千円	91,900 円
特地手当	ウトロ以東の地域勤務者に対し支給 (10%)	異なる	支給率 国20% 斜里町10%	899 千円	449,500 円

5 特別職の報酬等の状況 (令和3年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給料	町 長	770,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	610,000 円	847,000 円 / 556,500 円	679,000 円 / 514,400 円
報酬	議 長	291,000 円	331,000 円 / 252,000 円	
	副 議 長	234,000 円	262,000 円 / 193,000 円	
	議 員	190,000 円	240,000 円 / 172,000 円	
期末手当	町 長	(2年度支給割合)		
	副 町 長	4.45	月分	
退職手当	議 長	(2年度支給割合)		
	副 議 長	4.45	月分	
退職手当	町 長	(算定方式)	(支給時期)	
	副 町 長	給料月額×5.126月×4年	任期毎	
		給料月額×3.234月×4年	任期毎	

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

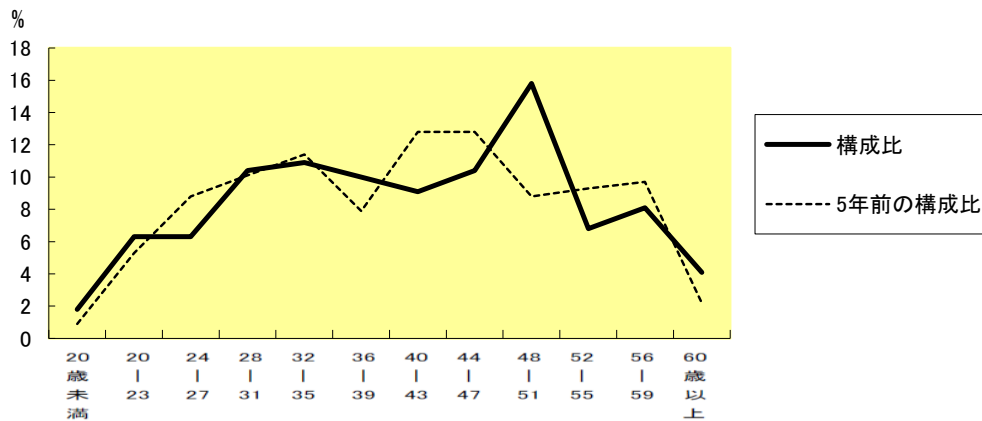
区 分 部 門	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
	令和2年	令和3年			
一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	財産管理業務の充実 配置転換によるもの
	総 務	29	30	1	
	税 務	8	9	1	
	農 林 水 産	13	13	0	
	商 工 土 木	6	6	0	
民 生 部 門	民 生	7	7	0	ケアマネ事業の統合 保健事業の充実
	衛 生	35	34	-1	
	生 産	14	15	1	
	小 計	115	117	2	<参考>人口1万人当たりの職員数 104.63人 (類似団体の職員数 101.31人)
特 別 行 政 部 門	教 育	35	32	-3	給食費徴収業務・給食調理業務の充実
	小 計	35	32	-3	<参考>人口1万人当たりの職員数 28.61人 (類似団体の職員数 19.06人)
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	62	62	0	
	水 道	4	4	0	
	下 水 道	3	3	0	
	其 他	3	3	0	
	小 計	72	72	0	
合 計		222	221	-1	<参考>人口1万人当たりの職員数 197.63人
		[ 238 ]	[ 238 ]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

3 職員数には、常勤的非常勤職員も含むが、条例定数には常勤的非常勤職員は含みません。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (令和3年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ) 23歳	24歳 ) 27歳	28歳 ) 31歳	32歳 ) 35歳	36歳 ) 39歳	40歳 ) 43歳	44歳 ) 47歳	48歳 ) 51歳	52歳 ) 55歳	56歳 ) 59歳	60歳 以上	計
職員数	4人	14人	14人	23人	24人	22人	20人	23人	35人	15人	18人	9人	221人



(3) 職員数の推移

(各年4月1日現在)

年度 部門別	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	123	123	123	124	115	117	△6 (△4.9%)
教育	37	36	34	33	35	32	△5 (△13.5%)
消防							(%)
普通会計	160	159	157	157	150	149	△11 (△6.9%)
公営企業等会計	67	65	66	71	72	72	5 (7.5%)
総合計	227	224	223	228	222	221	△6 (△2.6%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

(4) 職員の退職状況(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

定年・勲褒	自己都合	任期満了等	計
3人	5人	2人	10人

(5) 職員の採用状況(令和3年4月1日現在)

(採用状況)

年度	区分	職種	採用者数
3年度	試験採用	一般行政	5人
	独自試験等	保健医療福祉職等	2人

7 職員の勤務時間その他勤務条件の状況(令和3年4月1日現在)

(勤務時間・休日)

勤務時間	8時45分から17時30分
休日	① 国民の祝日
	② 年末年始(12月29日から翌年の1月3日)
週休日	土・日曜日

(休暇制度)

休暇名	付与日数	概要	要
年次有給休暇	1年度の付与20日	翌年度に限り20日を限度に繰越が可能 令和2年の年次有給休暇の平均取得日数は8.0日です。	
病気休暇	必要と認められる期間 (1年以内)	疾病・負傷で療養の必要があり、勤務しないことが止むを得ないと認められた場合の休暇	
特別休暇	それぞれの休暇内容により必要日数(時間)が決まっています。	産前産後休暇、服喪休暇、結婚・出産休暇、生理休暇、夏期休暇の他、家族の看護、証人・参考人として裁判所に出頭する場合、ドナーとなる場合等の休暇もあります。	
介護休暇	必要と認められる期間 (6ヶ月以内)	配偶者や父母など病気などにより介護を必要とする場合の休暇(無給)	

## 8 職員の分限及び懲戒の状況

分限処分とは、心身の故障などで職務が十分に果たせない場合などに公務能率の維持を目的に行う処分、懲戒処分は、地方公務員法等に違反した場合や職務上の義務違反などに対して秩序維持を図るために行う処分です。

分限・懲戒処分の状況（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

分限処分者数	降任	免職	休職		計
			3		3人
懲戒処分者数	戒告	減給	停職	免職	計
					0人

## 9 職員の服務に関する状況

町民の疑惑や不信を招くことのないよう倫理保持及び交通安全などについて機会あるごとに職員に注意を喚起し、服務規律保持を図っています。

## 10 職員の研修等に関する状況

職員研修については、毎年度研修計画に基づき、北海道や町村会などと相互連携を図り職責、職務、実務など、効果的・効率的な研修実施に努めています。

各種研修の実施状況（令和2年度）

職場研修	新任職員研修	16人
	3年未満職員研修	23人
委託研修 （各研修機関での研修）	オホーツク町村会	14人
	北海道市町村職員研修センター他	2人
派遣研修	専門職・一般職自己提案型研修等	2人

※人事評価制度については、国などの状況を踏まえて制度構築に向けて取り組んでいます。

## 11 職員の福祉及び利益の保護に関する状況

共済制度	職員にかかる共済制度は、病気や負傷、出産や死亡した場合などその相互救済を図るため地方公務員等共済組合法に基づき北海道市町村共済組合が実施主体となり事業を実施しています。
厚生制度	職員の厚生は、職員の福祉の増進と生活の安定を図るため、職員融和会として、給付事業（退職記念品）、体力増進事業（スポーツ振興）、研修事業（セミナー参加助成）等を実施しており、その経費を町が助成しています。（令和2年度の補助総額は940千円です。）また、共済組合の事業を補完する（財）北海道市町村福祉協会による福利厚生事業が実施されています。 【北海道市町村職員福祉協会負担金】 ○負担金総額 623千円 ○対象職員数 224名(斜里町) ○一人当たりの公費負担額 2,781円 ※ 北海道市町村職員福祉協会の詳しい事業内容については、当協会のホームページをご覧ください。
公務災害	職員が公務上受けた労働災害を公務災害といい、令和2年度においては、2件の発生となっています。
公平委員会	職員は、給与・勤務時間その他の勤務条件に関し、適応な措置がとられるよう要求することや、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたときは公平委員会に申立をすることができます。なお、元年度において申立はありませんでした。

## 12 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考) 元年度の総費用に占め る職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
2年度	278,036	△ 10,225	28,578	10.3%	8.0

区分	職員数 A	給 与 費			一人当たり給与費 B/A	
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当 計 B		
2年度	4	14,121	1,336	5,520	20,977	5,244

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (3年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
斜 里 町	38.8 歳	301,400 円	444,430 円
団 体 平 均	45.3 歳	335,096 円	502,816 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当 (3年4月1日現在)

斜里町(水道事業)		斜里町 (普通会計)	
1人当たり平均支給額 (2年度)		1人当たり平均支給額 (2年度)	
1,360 千円		1,336 千円	
(2年度支給割合)		(2年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55 月分	1.90 月分	2.55 月分	1.90 月分
(1.45) 月分	(0.9) 月分	(1.45) 月分	(0.9) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~15%	・役職加算	5~15%
・管理職加算	無	・管理職加算	無

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

##### イ 退職手当

斜里町 (3年4月1日現在)			団体平均等 (3年4月1日現在)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例加算措置 (2%~45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例加算措置 (2%~45%)	
(退職時特別昇給)	なし		(退職時特別昇給)	なし	
1人当たり平均支給額	6,509千円	15,566 千円	1人当たり平均支給額	16,310 千円	

(注) 町の退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 特殊勤務手当（3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）	0 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	0 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（2年度）	0.0 %			
手当の種類（手当数）	0			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する支給単価
-	-	-	-	-

エ 時間外勤務手当

支給実績（2年度決算）	189 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	95 千円
支給実績（元年度決算）	186 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	93 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みません。

オ その他の手当（3年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（2年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 6,500円 (2)子 10,000円 ・満16歳～22歳の子がいる場合1人につき5,000円を加算。 (3)配偶者・子以外 6,500円	同じ		438 千円	146,000 円
住居手当	・貸家月額16,000円を超える家賃を払っている場合支給	異なる		282 千円	282,000 円
通勤手当	通勤距離が片道2キロメートル以上の職員 月額2,000円～31,600円	同じ		24 千円	24,000 円
管理職手当	部長職 月額44,000円 課長職 月額33,000円	異なる	定額	396 千円	396,000 円
寒冷地手当	寒冷地域勤務者に対し11月～3月の5か月間支給 月額10,340円～26,380円	異なる	国2級地	448 千円	112,000 円